

久喜市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

久喜市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成22年久喜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の210」を「100分の212.5」に改め、
同条第2号中「100分の100」を「100分の102.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の久喜市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。